

## (仮称)滋賀県障害者文化芸術活動推進計画(骨子案)

### 第1章 計画の策定にあたって

#### 1 計画の趣旨

- 平成29年(2017年)3月の「文化芸術振興基本法」の改正において、誰もが等しく文化芸術活動に参加できる環境の整備を求める社会包摂の考え方が明記。
- 平成30年(2018年)6月に文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を図ることを目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(以下「障害者文化芸術推進法」という。)が制定。
- これらを機に、障害の有無にかかわらず、鑑賞や参加、創造といった文化芸術活動を通じて、自分らしく活躍できる共生社会の実現に寄与する施策を総合的かつ計画的に推進するため計画を策定するもの。

#### 2 計画の位置づけ

- 障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」
- 滋賀県文化振興条例第4条に基づく「文化振興基本方針」および障害者基本法第11条第2項に基づく都道府県障害者計画(滋賀県障害者プラン)を上位計画とする障害者による文化芸術活動の推進に関する個別計画
- 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第21条に基づき必要な施策を講ずるための取組方針を示す計画

#### 3 計画の期間

- 令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)までの4年間

### 第2章 障害者の文化芸術活動の現状

#### 1 障害者の文化芸術活動の推進にかかる社会情勢(国等の取組状況)

- 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」の開催(平成27年度(2015年度)~)
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の制定(平成28年(2016年))
- 「文化芸術基本法」(文化芸術振興基本法の改正)の制定(平成29年(2017年))および同法に基づく基本計画の策定

- 「障害者文化芸術推進法」の制定（平成30年（2018年））および同法に基づく基本計画の策定（平成31年（2019年））

## 2 滋賀県内の取組状況

### （1）障害者の造形活動の歴史

- 近江学園における粘土を利用した造形活動を端緒として、県内の障害児者福祉施設において数多く作品を輩出。
- 「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」や、複数の福祉施設において障害のある人の作品の魅力を発信。

### （2）国際的に広がる活動と評価

- スイスのアール・ブリュットコレクションや「アール・ブリュット・ジャポン展」において、滋賀県をはじめとする日本の障害のある人の作品が注目。
- 「2017 ジャパン×ナントプロジェクト」等、舞台芸術活動も含めた国際交流事業の展開。

### （3）本県の取り組み

- 「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針（ガイドライン）」の策定や障害者アート公募展の開催。
- 「アール・ブリュットインフォメーション＆サポートセンター（通称：アイサ）」の運営支援や糸賀一雄記念賞音楽祭の開催支援。
- 関係者間の交流を促進する全国組織「アール・ブリュットネットワーク」の運営や県内各地でのアール・ブリュット作品の展示。
- 文化行政と福祉行政の連携。

## 第3章 基本目標と基本的な方向（柱）

障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を通じて、自分らしく活躍できる共生社会の実現を目指すことを基本理念として、計画期間中に取り組む基本目標および基本的な方向（柱）を設定。

### 1 基本目標

多様な人びとが支えあうことにより、障害のある人が障害のない人とともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境づくり

⇒ 多様な主体が連携する中で、文化芸術活動を通して、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ることのできる環境づくりに取り組む。

## 2 基本的な方向（柱）

基本目標の実現に向け、次の3つの基本的な方向を柱として、施策を展開する。

親しむ	障害のある人が文化芸術を鑑賞し、創造し、参加する機会の充実（※）
つなぐ・支える	障害のある人が文化芸術活動を通じて、自らの能力を最大限発揮し、障壁なく社会参加できるよう支援するための「人」や「場」づくり
活かす	障害のある人が創り出す作品等を国内外に効果的に発信し、作品の魅力を通して県民の理解を深めるとともに、滋賀県固有の魅力として活かす

（※）この計画における鑑賞・創造・参加の定義

- ・鑑賞：文化芸術を直に鑑賞すること
- ・創造：自由な発想に基づき表現すること
- ・参加：作品の発表やワークショップ等、文化活動に参加すること

## 第4章 施策の展開

基本的な方向に沿って、次の施策を重点的に展開する。

### 1 「親しむ」

- 障害者アート公募展や「つちっこプログラム」、ホールの子事業等に加え、美術館や博物館、身近な地域の文化拠点である劇場、音楽堂等において、障害のある人が文化芸術活動に親しむことができる機会の充実。

#### 【施策の展開方向】

- ① 障害のある人との人が一緒に楽しめる公演や展覧会の推進
- ② 障害のある人との人が一緒に自由な発想で表現する機会の創出
- ③ 障害のある人の作品を発表する機会の確保

### 2 「つなぐ・支える」

- 障害のある人と文化芸術をつないだり、文化・福祉・教育などの関連分野と連携しながら活動をコーディネートできる人材の育成。
- 様々な実践や研究によるノウハウの蓄積や発信の拠点となる「場」や「機能」の検討など環境づくりの推進。

### 【施策の展開方向】

- ① 障害者による文化芸術活動を支える人づくり
- ② 障害のある人と障害のない人が共に学び活動できる場づくり

### 3 「活かす」

- 2021 年度に再開館を予定する近代美術館や牽引力のあるトップレベルの劇場、音楽堂等であるびわ湖ホールにおける芸術性の高い作品の発信とアール・ブリュットの魅力の更なる発信。
- 滋賀の誇りうる文化としての発展と国内外への波及。

### 【施策の展開方向】

- ① 「文化芸術×共生社会」をテーマとした先進的な公演や展覧会等の検討と県内外への発信
- ② 芸術上価値が高い作品等の調査、発掘、評価、収集、保存

### 第5章 推進体制

- 県・市町、文化施設、文化関係団体、福祉団体、大学、N P O等の関係団体が連携して施策を推進していくためのプラットホームを検討。